

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第35号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(静岡県食品衛生規則の一部改正)

第1条 静岡県食品衛生規則（平成12年静岡県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後															
<p>様式第3号 (略)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>営業許可申請書・営業届 (新規・継続)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏) (略)</p>		(略)		営業施設情報	(略)	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	(略)		<p>様式第3号 (略)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>営業許可申請書・営業届 (新規・継続)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>食管・食監・調・製・栄・<u>管栄</u>・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏) (略)</p>		(略)		営業施設情報	(略)	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・船舶・と畜・食鳥	(略)	
(略)																	
営業施設情報	(略)																
	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥																
(略)																	
(略)																	
営業施設情報	(略)																
	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・船舶・と畜・食鳥																
(略)																	
<p>様式第5号 (略)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>営業許可申請書・営業届 (変更)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏) (略)</p>		(略)		営業施設情報	(略)	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	(略)		<p>様式第5号 (略)</p> <p>(表)</p> <p>(略)</p> <p>営業許可申請書・営業届 (変更)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">営業施設情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>食管・食監・調・製・栄・<u>管栄</u>・船舶・と畜・食鳥</td> </tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏) (略)</p>		(略)		営業施設情報	(略)	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・船舶・と畜・食鳥	(略)	
(略)																	
営業施設情報	(略)																
	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥																
(略)																	
(略)																	
営業施設情報	(略)																
	食管・食監・調・製・栄・ <u>管栄</u> ・船舶・と畜・食鳥																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士 1以上</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者</p>

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員 その他の従業者	(3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者
(4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場 合に限る。）	(4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> （病床数100 以上の病院の場合に限る。）
(5) （略）	(5) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正）

第3条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（従業者の員数）</p> <p>第146条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準規則第127条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第162条において同じ。）の数の</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第146条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準規則第127条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第162条において同じ。）の数の</p>

上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第181条 基準該当短期入所生活介護事業者が、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第188条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる

上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第181条 基準該当短期入所生活介護事業者が、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第188条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる

従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第172条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準規則第171条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第200条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において

従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第172条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準規則第171条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第200条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において

<p>同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は<u>管理栄養士</u>の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準規則第98条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準規則第98条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは<u>管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第5条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第10条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士 1以上</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第43条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第10条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は<u>管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第43条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該</p>

養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 栄養士 1以上

(6)・(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) (略)

10・11 (略)

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併

地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(6)・(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) (略)

10・11 (略)

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併

<p>設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p>	<p>設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは<u>管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは<u>管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第6条 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第128条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準規則第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第128条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準規則第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同</p>

じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第165条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2～8 (略)

(従業者の員数)

第165条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

第172条 指定介護予防短期入所療養介護の事業

を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第188条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準規則第187条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第178条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病

第172条 指定介護予防短期入所療養介護の事業

を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第188条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準規則第187条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第178条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病

床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(食事)	(食事)
第36条 (略)	第36条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び <u>し好</u> を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに	3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び <u>嗜好</u> を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに

に、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 (略)

5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

に、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 (略)

5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第8条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(食事)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第34条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備</p>	<p>(食事)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第34条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関</p>

<p>及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第378号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第379号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第9条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>8 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士若しくは<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士又は<u>管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>8 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設</p>

<p>する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士 1以上</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>16 附則第8項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>する特別養護老人ホームの<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>16 附則第8項第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第10条 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（令和6年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第7条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第7条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員 1以上</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の静岡県食品衛生規則（以下「旧規則」という。）様式第3号により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の静岡県食品衛生規則様式第3号によ

り提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。